

在宅療養後方支援病院（川崎市立井田病院）説明兼登録同意書

《在宅療養後方支援病院の目的》

近隣の地域で在宅療養をされている患者さんやご家族が安心して療養生活を続けることができるように、緊急の診療や入院が必要になった際に24時間対応します。

なお、入院が必要になった場合、原則当院で入院加療を行います。万一当院で入院加療が行えない場合には、適切な医療機関へ紹介します。

《定期的な情報交換の実施》

川崎市立井田病院とかかりつけ医は、3か月に1回程度の定期的な情報交換を実施することで、患者さんが急に入院となっても安心して対応できるようにします。

《個人情報使用にあたっての条件》

個人情報の提供は、前述した目的の範囲内にとどめ情報共有する際も、関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払っていきます。

《その他》

患者さんは、複数の在宅療養後方支援病院の登録をすることはできません。

◆在宅療養後方支援病院について、主治医から内容の説明を受けました。

◆在宅療養後方支援病院（川崎市立井田病院）に登録することに同意します。

令和 年 月 日

患者本人

住所 _____

氏名 _____

患者家族の代表者

住所 _____

氏名 _____ (続柄)

